

## 韓国知的財産ニュース 2017 年 10 月後期

(No. 353)

発行年月日：2017 年 11 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>

### ★★★目次★★★

このニュースは、10 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2017 年光州知的財産創業コンサート」を開催
- 2-2 韓国特許庁、「2017 年の京畿知的財産フェスティバル」を開催
- 2-3 韓国特許庁、「2017 発明・特許特性化高校職務発明展示会」を開催
- 2-4 弁護士を対象にした弁理士の実務修習集合教育を初めて実施
- 2-5 国際知識財産研修院、「2017 青少年発明記者団名誉記者の委嘱式」を開催
- 2-6 韓国知識財産協会 (KINPA)、「知的財産権と貿易」をテーマに 2017 国際カンファレンスを開催
- 2-7 韓国特許庁、新技術の発展に伴う知的財産法・制度の改善策を議論
- 2-8 韓国特許庁、「2017 年慶南知的財産フェスティバル」を開催

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

※今号はありません。

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁、「2017年光州知的財産創業コンサート」を開催

韓国特許庁(2017.10.19)

韓国特許庁は「2017年光州創業技術週間、技・事・創・投(技術・事業化・創業・投資)ハンマダン!」を迎え、知的財産に基盤を置く産業における雇用創出を図り、知的財産創業企業を育成するために23日(月曜)午後1時30分から光州科学技術院で「2017年光州知的財産創業コンサート」を開催する。

このイベントは「IP創業トークコンサート」、「IP模擬投資オーディション」、「光州IP創業ゾーン支援優秀な事例」などさまざまなコースからなる。

特に、「IP創業トークコンサート」でDAUM SOFTの副社長が「創業・IP、知的財産からヒントを得る」と題し、創業時における知的財産の必要性や創業企業の成長方法について光州市民と話し合い、て共感する場を設ける。

また、スタートアップのアイデア製品に対し、価値を評価する「IP模擬投資オーディション(模擬クラウドファンディング大会)」を開き、参加する企業の投資家確保や資金支援に関する相談も行う。

他にも地域住民の優秀なアイデアを発掘するための「2017年光州市民発明コンテスト」で受賞した者ウンソン産業開発の代表取締役が大賞(特許庁長賞)を授与する。

特許庁長は「スタートアップにおける重要な経営資源である知的財産の重要性を広く発信し、知的財産に基盤を置くスタートアップがグローバル企業に成長できるよう今後も特許庁は支援を惜しまない」と述べた。

### 2-2 韓国特許庁、「2017年の京畿知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017.10.24)

韓国特許庁は地域における知的財産基盤企業を育成し、京畿道民参加型知的財産体験イ

イベントを通じた地域の知的財産内在化を実現するために25日（水曜）、京畿テクノパークで「2017年の京畿知的財産フェスティバル」を開催すると発表した。

今回の京畿知的財産フェスティバルでは、発明者でありエンジェル投資家として活動しているフューチャープレイの理事が「スタートアップ企業が知っておくべき知的財産権」と題し、スタートアップ企業における創造的なアイデア発掘と活用策について話し合う。

知的財産専門人材を養成するために推進してきた「京畿道知的財産人材育成事業」に参加した学生への修了式とともに、特許事務所など知的財産関連企業によるIP関連優秀な人材採用懇談会が行われ、地域の雇用創出にも役立つと期待できる。

今回のイベントでは、ソフトウェアのコーディングによりボールを動かすスフィロ4.0や仮想の地形変化が体験できるAR（拡張現実）サンドクラフト、ブロック図形づくりなど、さまざまな体験イベントが設けられ、京畿道民が知的財産を身近に感じられるようにする。

さらに「無料知的財産相談所」を運営し、京畿地域の企業における知的財産関連問題点を解決する。続いて京畿道民の創造的なアイデアと知的財産の認識向上のために勧めてきた「京畿道民の発明アイデアコンテスト」で最も優秀な成績を収めたHNノヴァテックの代表に特許庁長賞を授与する。

特許庁地域産業財産課の課長は「韓国における最大の知的財産権生産地である京畿道での知的財産フェスティバル開催は、知的財産基盤産業の育成で有意義なもの」とし「今後も特許庁は、創造的なアイデアが知的財産につながり、地域が成長できるよう政策的支援を継続したい」と述べた。

## 2-3 韓国特許庁、「2017 発明・特許特性化高校職務発明展示会」を開催

韓国特許庁(2017. 10. 26)

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会と発明・特許特性化高校6校が主管して開催する「2017発明・特許特性化高校産学協力職務発明統合展示会」が10月26日から27日までの2日間、ソウル未来産業科学高校で開催される。

発明・特許特性化高校とは発明・特許分野における専門教育を実施し、知的財産権に強い創造的産業人材を養成する特性化高校である。サムイル工業高校（水原）、テクァン発明科学高校（釜山）、将来産業科学高校（ソウル）、ケサン工業高校（仁川）、光州自然科

学高校（光州）、西帰浦産業科学高校（済州）など、全国で6校が運営されている。

職務発明のプログラムとは、発明・特許特性化高校が地域企業と連携し、企業が提示した産業現場の課題を生徒がチームを組んで解決し、これを発明品に製作、知的財産権を出願するといった職務発明体験プログラムである。

今回の展示会は、発明・特許特性化高校別に運営してきた職務発明プログラムの成果を発表する場であり、「引き出し式拡張型傘立て」、「もう火傷はしない！安心できるグルーガン」などの発明品をはじめ、6校の計60個の発明品が展示される。

他にもロボット、3Dプリンターなどの体験プログラムや創造性を育む体験プログラムを運営し、観客が参加して楽しめる機会を提供する。

特許庁の関係者は「今回の展示会を通じて発明・特許特性化高校に対する国民の認識を高めるだけでなく、発明教育が国民に親しむことができる発明フェスティバルの場になることを期待している」と述べた。

## 2-4 弁護士を対象にした弁理士の実務修習集合教育を初めて実施

韓国特許庁(2017.10.26)

韓国国際知識財産研修院は10月30日午前入校式を行い、12月15日までの7週間、弁護士37人（2017年度弁護士試験の合格者）を対象に、弁理士実務修習集合教育を実施すると発表した。

今回の教育は、昨年7月に施行された改正弁理士法によるものである。弁護士が弁理士の資格を取得できるように実施する最初の集合教育で、改正法の施行前には弁護士資格者が、別途の教育を受けずに弁理士登録をすれば、弁理士の資格を自動的に取得することができた。

ちなみに、改正法施行後に弁護士資格を取得した人は、弁理士試験合格者と同じように集合教育250時間を履修し、現場研修6カ月を終えなければ弁理士資格を取得できない。

今回の教育に参加する弁護士37人を大学の専攻別にみると、法学専攻が12人（32.4%）、非法学専攻が25人（67.6%）であり、非法学専攻者25人のうち理工系が19人で、全体教育生の半分以上を占めている。

性別にみると、男性が22人（59.5%）、女性が15人（40.5%）であり、年齢別にみると、30歳未満が5人（13.5%）、30歳以上35歳未満が18人（48.6%）、35歳以上40歳未満が8人（21.6%）、40歳以上が6人（16.2%）である。

7週間の集合教育期間中に教育生は、素養教育（14時間）、特許・商標・デザインなどの産業財産権制度に関する教育（68時間）、出願実習（130時間）、審判・審決取消訴訟実習（77時間）など、弁理士業務実習教育を受ける。

特に、今回の教育では、改正弁理士法施行規則に基づき、非理工系専攻弁護士の科学技術に対する理解を深めることができるよう、自然科学の基本的な理論教育のほか、第4次産業革命など、最新技術の動向に関する教育（77時間）を編成した。

集合教育を修了した教育生は、今後、特許事務所や産業財産権業務を行う法律事務所・公共機関などの現場研修機関で6カ月間の現場研修を終えた後、正式な弁理士としての業務を始めることができる。

国際知識財産研修院の院長は「今回の教育に参加した優秀な人材が所定の教育課程を誠実に修了し、第4次産業革命時代に大韓民国が知識財産強国として成長できるよう貢献することを期待している」と述べた。

## 2-5 国際知識財産研修院、「2017 青少年発明記者団名誉記者の委嘱式」を開催

韓国特許庁(2017. 10. 29)

韓国国際知識財産研修院は、青少年の発明活動促進や発明文化づくりのために10月28日（土曜）午前10時30分からソウル市駅三洞にある韓国発明振興会大会議室で「2017年度特許庁青少年発明記者団名誉記者委嘱式」を開催した。

\*特許庁の青少年発明記者団は、全国の小中高校生が発明体験活動をしながら、発明や知的財産をテーマに自由にオンラインで記事を作成する団体である。発足当時の2005年に49人から始まり、創設12周年を迎える今年が5,000人規模に発展した。

青少年発明記者団名誉記者は、小中高校生時代に発明記者団として活動した後、卒業生した記者のうち、発明など知的財産をめぐる創出活動が優秀な対象者25人からなっている。25人は今月から来年4月までに後輩記者のメンターとして情報収集方法、記事タイトルの決め方、記事作成時のノウハウ伝授など、記者団の活動を多様な面で支援する。

特に、今回選ばれた名誉記者は現在大学生で、いくつかのベンチャー企業の代表などで活動しており、今後、後輩記者に記事作成に加え、発明創作活動の奨励、起業時のコンサルティングおよび大学進学などについてのアドバイスができることを期待できる。

今回の行事には特許庁の青少年発明記者団に委嘱された名誉記者以外にも青少年発明記者団の小中高校生および保護者50人らが参加し、意思疎通の強化のために名誉記者と現職記者との懇談会も開催された。

国際知識財産研修院の院長は「青少年発明記者団との疎通や団結を通じ、発明文化が広がり、充実した発明記者団の活動になることを期待している」と述べた。

## 2-6 韓国知識財産協会 (KINPA)、「知的財産権と貿易」をテーマに2017国際カンファレンスを開催

韓国特許庁(2017.10.31)

韓国特許庁と韓国知識財産協会は、11月2日(木曜)ソウル JW マリオット東大門スクエアホテルで「2017 韓国知識財産協会 (KINPA) \*国際カンファレンス」を開催すると発表した。同カンファレンスは、韓国知識財産協会が一年間の活動を終え、大手企業・中小企業間の知的財産分野における協力の場を設けるために開催される恒例行事である。

\*サムスン電子・LG 電子・現代自動車・テスなど、大手企業・中小企業 120 社からなる知的財産専門企業団体

今回のカンファレンスでは、貿易委員会の非常任委員が「特許権と不公正貿易行為」と題して基調講演を行う。最近、知的財産権侵害物品が韓国国内に供給・流通され、公正な貿易秩序を乱す違法行為が増えているため、「貿易救済制度を活用した不公正な貿易行為に対する対応策」を提示する予定である。

基調講演に続き、詳細主題発表は、セッション A (知的財産権紛争と貿易) とセッション B (最近の知的財産権 이슈) に分けて同時に行われる。

まず、「知的財産権紛争と貿易」に関し、欧州の展示会で、税関での差し押さえに備える予防策と対応策、日本の関税定率法と韓国企業の対応策、実例から見た中国の商標通関と保護戦略などが発表される。

「最近の知的財産権 이슈」に関しては、最新の技術と知的財産 이슈、インダストリー4.0 と特許動向、第4次産業革命と米国における知的財産アジェンダなどのテーマも取り上げられる予定である。

この日のカンファレンスでは、知的財産経営戦略及びノウハウ共有・拡大に貢献した企業及び研究者に授与する「今年の知的財産経営企業賞」、「今年の特許エンジニア賞」の授賞式も行われる。

「今年の知的財産経営企業」にはトップエンジニアリングとコスメクスが選ばれ、「今年の特許エンジニア賞」はアモーレパシフィックの部長、KT の責任研究員、現代自動車の責任研究員、ミコの次長、コーロンインダストリーの次長が受賞する。

特許庁長は「最近、国内外で特許紛争が広がる中で大手企業に比べ、専門人材や情報面で相対的に劣悪な中小企業が苦勞をしている」とし「今回のイベントは、大手企業が経験した特許紛争や特許経営ノウハウを中小企業と共有するために設けられており、今後特許分野で大手企業・中小企業間の共生・協力する雰囲気をつくるために取り組んでいきたい」と述べた。

## 2-7 韓国特許庁、新技術の発展に伴う知的財産法・制度の改善策を議論

韓国特許庁(2017. 10. 31)

韓国特許庁は10月31日(火曜)午後3時、シェラトンソウルパレス江南ホテルで「知的財産未来戦略委員会フォーラム」を開催し、第4次産業革命における主な技術別の知的財産 이슈と対応策について議論する。

知識財産未来戦略委員会は、第4次産業革命時代における知的財産法・制度的改善策を模索するために官民の専門家からなる委員会であり、今年7月に発足し、初の会議を開催した。

第1回会議以降、特許庁では、人工知能(AI)、3Dプリンティング、ビッグデータなどに関する知的財産権 이슈について更なる検討を行い、今日、その内容を共有し、専門家の意見を聞く予定である。

今回のフォーラムでは「新技術の発展に伴う知的財産の保護空白」と題し、問題提起と討論を行う。まず、人工知能については、人工知能による発明に対する知的財産の保護

策と、特定機能を実現できるよう「学習された人工知能」が現行の特許法で保護を受けられるかどうかなどについて議論する。

現在の知的財産法は、発明の主体を人間に想定しており、人工知能による発明に関しては法的な空白がある状況である。これを受け、人工知能による発明に対する現行の法体系の包摂可能性、新しい法律制定の必要性などの 이슈を提案し、専門家同士で意見交換を行う。また、人工知能は学習により変わることができる可変的存在であるが、現在、特許を受けることができる要件に技術の「反復再現性\*」が含まれており、この部分に対する検討の必要性も提案する予定である。

\*発明者が得た成果と客観的に同じ結果が得られない場合、発明に該当しない。

3D プリンティングに関しては、3D プリンティングの設計図面に当たる電子ファイルの作成と転送による知的財産権侵害問題を議論する。関連技術が広がっているにもかかわらず、3D プリンティングファイルの作成・オンライン転送は、特許・デザイン法上、制裁規定がないということが指摘されてきた。また、特許製品の部品を 3D プリンティングを使い、無断で製造するなど、今後、デジタル製造技術による知的財産権侵害の可能性が高まるとみられるため、同フォーラムでこれを規律するための知財権法の改正方向について問題提起と討論を行う。

他にも、知的財産法上、ビッグデータの保護・活用の現状と問題点、拡張現実 (AR) 技術関連で予想される知財権侵害問題を提示し、改善方向を議論する。

特許庁の次長は「第 4 次産業革命は国家間の技術競争であり、制度の競争になるだろう」とし、同委員会を通じて「新技術を柔軟に保護し、革新を促す知的財産法・制度の改善方向を持続的に議論していきたい」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、「2017 年慶南知的財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁(2017.10.31)

韓国特許庁は慶尚南道と共同で 11 月 2 日 (木曜) 13 時から昌原コンベンションセンターで「2017 年慶南知的財産フェスティバル」を開催する。

今回の行事は、航空と機械産業のメッカである慶尚南道で地元企業を知的財産に強い企業に育成するために行われる。慶南地域の官民が地域経済をリードしていくための成長エンジンを発掘し、具体策を模索するための場である。



慶南大学の教授が「第4次産業革命時代における知的財産」と題し、経営環境が急変する中で企業がこの危機を知的財産で乗り越えられる方策について講演する。また、「たまには無謀な挑戦でも良い」というタイトルのスタートアップ向けの特講も行われる。

高い競争を勝ち抜いて選ばれた慶南地域の「優秀なスタートアップ企業」にベンチャー・エンジェル投資家が実際に投資し、「慶南技術取引市場」を通じて産業界と学校、研究所間の技術取引も活発になる見通しである。

尚、若者の就職難を解決するための「知的財産優秀企業採用博覧会」では、企業の採用から履歴書と面接コンサルティング、就職占いなど、さまざまなイベントも行われる。

特許庁の次長は「第4次産業革命時代を迎え、韓国が先進国入りするには知的財産で武装した強小企業がもっと生まれなければならない」とし「今後も特許庁は、地域企業が優れた知的財産を創出できるよう政策的な支援を惜しまないだろう」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム